### 欧州拡大研究会報告 (EU)

2001年12月15日、欧州理事会はラーケン宣言を採択した。同宣言では、EUが拡大後にも効果的に機能するために必要な改革への作業枠組みを提示している。一方、中・東欧諸国(CEEC)は現在、EU加盟のための交渉を進めており、早ければ2004年に一部交渉国の加盟が実現するといわれている。EUと中・東欧諸国の経済的なつながりは、すでに90年代以降、急速に強まっている。

本レポートは、ジェトロ海外調査部欧州課が主催した研究会で、ラーケン宣言の概要と今後の課題について横浜国立大学大学院国際社会科学研究科の庄司克宏助教授に、また、中・東欧諸国(CEEC)のEUへの経済統合の進展については、駿河台大学経済学部の田中友義教授に解説をお願いし、それを取りまとめたものである。

### ラーケン宣言とEU拡大

海外調査部欧州課

#### 1.はじめに

2001年12月15日に採択されたラーケン宣言は、EUが今後取り組むべき問題について言及した上で、2004年に予定されている政府間会議 IGC )に向けての作業枠組みを発表した。

議長国ベルギーのフェルホフスタット首相は、今後のEUの改革については「もはやタブーはなく、これまで見過ごしていた問題もあえて問わなければならない」と発言した。その結果、ラーケン宣言には「EU市民のための憲法」、「欧州委員長の直接選挙」、「理事会議長国の輪番制の見直し」といったこれまで公式文書には無かった表現がみられる。

ラーケン宣言の草案に尽力した人々はラー ケン・グループと呼ばれているが、そのメン バーとしてはジャック・ドロール前欧州委員 長、デハーネ前ベルギー首相、アマート前伊首 相、ミリバンド英国労働党議員、ゲレメク前 ポーランド外相といった名前があげられる。

ここでは、ラーケン宣言で提起された問題 について、EUないしEU法の現状がどうなっ ているのか、あるいは前回までのIGCでどこ まで議論されたのかということを報告する。

#### 2.ラーケン宣言後の作業日程

ラーケン宣言後の作業は、「諮問会議 (Convention)」が中心となる。諮問会議には 幹部会(Praesidium)と呼ばれる組織がある。 議長のジスカール・デスタン元仏大統領、副 議長のデハーネ前ベルギー首相、アマート前 伊首相など12人で構成されている。諮問会議

は欧州議会、欧州委員会、各加盟国の代表に加え、加盟国の国内議会の代表が参画している点が特徴である。

諮問会議は、次期条約改正に向けラーケン宣言で提起された事項について討議を行う。2002年2月28日に開会式があり、3月1日からセッションを開始する。3月のバルセロナ欧州理事会を経て、6月のセビリア欧州理事会で第1フェーズのレポートを発表。秋の第2フェーズは、具体的な内容がかなり出てくる段階となる。2003年3月に諮問会議の最終文書が出されて、まとまれば「勧告」、そうでなければオプションの提示という形で報告される。6月の欧州理事会に提出され、2004年からIGCに入る予定である。

ここで問題となるのは、最終文書の位置付けである。EUの改革についてコンセンサスがあれば「勧告」という形で最終文書を出す。そうでなければ、複数の選択肢を支持の程度とともに示す。最終文書は、2004年からのIGCでの議論のスターティング・ポイントで、最終的な決定はIGCでなされる。ただ、「勧告」がされた場合は2004年のIGCの方向づけが決まるのではないかと思われる。逆に「勧告」という形ではない場合、最終報告書の与える影響はかなり小さくなると思われる。

#### 3.ラーケン宣言の内容と現状

(1) EUにおける権限の配分および定義の改善今後EUが取り組むべき改革として、EUにおける「権限の配分」と「定義の改善」があげられる。まず、権限配分の透明性については、以下の4点がポイントとなる。 EUの排他的権限、加盟国の排他的権限およびEUと加盟国の共有権限という3種類の権限の間により明確な区別ができるのか否か。 もっとも効率的に権限が行使されるのはEUと加盟国のどちらのレベルにおいてか。 補完性原則は、どのように適用されるべきか。 加盟国の排他的権限について、EUが絶対に手

を触れてはいけない部分を置くべきかどうか。そうなった場合に、それはどういう意味を持つのか。

権限の再定義については、以下の6点がポ イントとなる。 「市民の期待」が権限の再 定義の際にどのような役割を果たすのか。 各種政策に関し、どのような条約改正がなさ れるべきか。たとえば、共通外交・安全保障 政策において一貫性を保持できるのか。ペー タースベルク任務すなわち危機管理、PKOな どの任務についてアップデートがなされるべ きかどうか。警察・刑事司法協力については、 現在よりも統合的なアプローチが可能なの か。EMUの文脈における経済政策調整は、 現在は理事会の中での相互監視ということに とどまっているが、これをステップアップで きるのかどうか。域内市場レベルの問題では、 社会的組み入れつまり貧困者対策、環境、保 健、食品の安全といった分野で協力の強化、 調和措置を取ることが可能なのかどうか。 政策の強化があったとしても、日常の政策管 理あるいは履行は、もっと加盟国に委ねてい いのではないか、加盟国の権限が影響を受け ない旨の保障を与えるべきではないのか。 権限配分の再定義が、308条を根拠としたEU の「黙示的」権限拡張すなわち加盟国の排他 的権限の侵食を避けるためにどのような手段 が必要か。 は、 とは逆に、権限の明確化 によってEUの活動に縛りがかかりすぎて、 自由に新たな課題に取り組めなくなる事態を 避けるにはどのような手段が必要か。 の調和化措置と308条の黙示的権限は、EC裁 判所の判例法の下で見直されるべきか。

「補完性の原則」の基本となる条文はEC 条約の第5条である。第5条の第1段は、 「共同体は、本条約により与えられた権限及 び指定された目的の範囲内で行動する」とあ る。つまり、付与された権限の中でしか行動 できないということで、この原則はECで行動できる範囲を定めた規定である。 第2段は、「共同体は、その排他的権限に属しない分野においては、補完性の原則に従って、提案された行動の目的が構成国によっては充分に達成できず、したがって提案された行動の規模又は効果の点からいって共同体により一層良く達成できる場合にのみかつその限りにおいて行動する」とある。つまり、ECで行動できる範囲であっても、ECで行動すべきかどうかということについて規定している。

第3段には、「共同体によるいかなる行動 も、本条約の目的を達成するために必要な限 度を越えてはならない」とある。これは比例 性原則と呼ばれる、目的と手段が釣り合って いなくてはならないという原則である。第1 段がECでできる範囲を示し、第2段でECが するべきかどうかの原則を示し、第3段では、 するべき場合でもその程度がどの程度なの か、方法はどの程度のものなのかということ を示す指針となる規定になっている。

補完性原則に関しては、EC条約に附属された議定書にも記載されている。議定書は条約本体と同じ拘束力を持つため、第5条と同じレベルで考えて良いのだが、議定書では「補完性はダイナミックな概念であり、条約に定められている目的に照らして適用されるべきである」、また「補完性により共同体の自己の権限内の行動は状況が要求する場合には拡張されることが可能となり、また逆に、もはや正当化されない場合には制限または停止されることが可能となる」とある。つまり、補完性原則がEUの役割を拡大させることも縮小させることもあり得るという点に留意すべきである。

議定書の(5)に示されている3つの指針では、1.加盟国の行動によって満足に規制できないトランスナショナルな側面を有する場合、2.EUが行動しないことが、加盟国にとって不利益になる場合、3.EUで行動した方が加盟国にとっても利益になる場合、とい

うように指針を設けている。また(6)では、 具体的な法的手段を選択する場合、規則より も指令、詳細な指令よりも、枠組みのみを定 めた枠組み指令が選ばれ、できる限り加盟国 に決定の余地を残すべきである、と議定書は 述べている。また、それに関する附属宣言で は、EC法の行政的実施は基本的に加盟国の 責任であるということを確認している。

排他的権限と共有権限に分けることが可能 かどうか、ということについて、従来のEC 条約のアプローチは、排他的権限と共有権限 のカタログというものは用意していない。 EC条約のアプローチは、目的条項を定め、 それに対して具体的な任務を列挙し、実際に は個々の条文で実施方法を定めて、加盟国と ECが一緒に行動するのか、ECだけが行動す るのか、という規定の仕方をしている。EC 条約第2条に目的規定がある。「共同市場及 び経済通貨連合の設立」といった目的を明記 し、第3条で「活動」内容を列挙している。 しかし例えば(u)「エネルギー、市民の保護及 び観光の分野における措置」の項目には活動 内容しか書いていない。実施のための規定は EC条約にはなく、308条の一般条項を用いる。

排他的権限と共有権限の区別については、 ECの排他的権限には2種類ある点に注意す る必要がある。つまり、排他的権限には補完 性原則の対象とならないものと、対象になる ものがある。補完性原則の対象とならない、 狭義での排他的権限とは、加盟国からECに 権限が委譲され、二度と加盟国には戻らない 場合の権限である。これに該当する政策は比 較的少数である。たとえば第1に共通通商政 策。第2に、1972年の加盟議定書に定められ た共通漁業政策に関する権限。第3が金融政 策。第4が、モノ・ヒト・サービス・資本の 自由移動の規定。EC裁判所も同意するであ ろう不可逆的な排他的権限というのは、この 4 つのみであろうといわれている。ただ、欧 州委の見解はもう少し広く、第5の政策とし

て、EC条約がECを行動する義務の下においている場合には、排他的権限になるとしている。具体的には、4つの自由移動のほかに競争法関連、共通農業政策の本質的部分もECの排他的権限に入るという解釈をとっている。

補完性原則の対象となる排他的権限とは、 権限を行使することによって排他的となる性 質のものである。ECの権限というのは、ほ とんど共有権限、非排他的な権限である。共 有権限がなぜ排他的になるかというと、EC 法の優越性という原則があり、共有権限にお いてはECの措置は加盟国の措置に優越する。 よってECが共有権限を行使すると、その後 加盟国は当該部分で共同体法に抵触するよう な権限を行使できなくなるのである。つまり、 ECが権限を行使する程度に応じて、ECの権 限は排他的になる。ただし、補完性原則の適 用は受けるため、後からでもECではなく加 盟国で遂行しよう、と加盟国の権限に基づく ようにすることが出来るということを意味す る。広義での排他的権限の場合、加盟国の権 限に戻すことが可能なのである。

308条の「共同市場の運営にあたって、共同体の目的のいずれかを達成するため共同体の行動が必要なことがわかり、本条約がこのために必要な行動をとる権限を定めていないときは・・・適当な措置をとる」という規定は、これまで環境、消費者補護、公衆衛生といったEC条約に明記していなかった分野において用いられてきた。つまり、まず308条を根拠にしてECで実行し、それを後から条約改正でEC条約に盛り込む、ということをしてきた。

この308条については、ドイツの連邦憲法 裁判所やデンマークの最高裁判所が非常に敏 感になっており、ECが308条の規定や、ある いは黙示的権限の解釈で、EUの権限を拡張 してきたことを批判している。

しかし、度重なる条約改正でECの権限を

定める規定が追加されたため、308条は当初 ほど使われなくなっている。ただ、前述のと おりエネルギー、市民の保護、観光などの分 野では実施条項がないため308条が使われて いるほか、共同体レベルでの知的財産権を定 める場合も308条が使われている。また、経 済的、財政的、技術的援助についても308条 が使われていたが、ニース条約では新しく 181a条ということで明文化された。

なお、権限のカタログ化については、頻繁 に改正する必要が出てくるであろうことから、 作成するメリットは小さいといわれている。

#### (2) EUの法的手段の簡素化

ラーケン宣言の2番目の問題提起は、EU の法的手段、法文書を簡素化しようというも のである。 立法手段の数が多すぎるため、 「直接適用可能な規則」と「枠組み立法、拘 東力を有しない手段」(例えば意見、勧告、 開放的調整)に削減するべきか。 政策目的 の達成の点で、加盟国に一層の行動の自由を 与える枠組み立法をより多く用いるのが望ま しいのか、そうでないのか。 どの権限領域 で「開放的調整」および相互承認が最も適切 な手段なのか。つまり、加盟国が自由に手段 を選ぶことができることがもっともふさわし いのはどの権限領域においてか、ということ などがあげられている。

249条を見ると、規則、指令、決定という EUの法的手段の内容が書かれているが、どれを立法で、どれを行政措置で使うのかということは定めていない。マーストリヒト条約の附属宣言では、立法行為(legislative act)を設け、一般原則と本質的要素と達成目的だけを定めて、必ず共同決定手続きを取る。その他の行為は行政的な措置として、諮問手続きを取る。つまり、立法と行政について、使う手段と決定手続きを変えることが提案されていた。しかし、96年のアムステルダムでのIGCでは結論は見送られた。 欧州委は、「ヨーロピアン・ガヴァナンス」 白書において主な立法提案を本質的な要素に 限定することを提案している。ただ、理事会 が定めた立法的な措置を欧州委への委任立法 で任せるコミトロジー手続きというのものが あり、この扱いが、今後立法措置と実施措置 という区別を設けた場合に問題になってくる ことも言及しておく。

### 4.EUにおける一層の民主主義、透明性および効率性の確保

ラーケン宣言の3つ目の問題提起として、 民主主義、透明性、効率性の確保という問題 がある。ここでは欧州委員長の選出方法につ いて言及しているほか、欧州議会の役割の強 化に関し、共同決定権を拡張すべきかという 点にも触れている。

また、諸機関の間におけるバランスおよび相互コントロールはどのように確保されるべきかという点がある。欧州議会は独立性を持っている欧州委を民主的にコントロールするということで、総辞職の動議といった権限を持っているが、今後は理事会向けのコントロールの権限を持つべきなのか、という問題意識が含まれている。国内議会の役割についても、EUの機関の中への取り込み、例えばEUの中に国内議会議員で構成する機関を創設する必要性を検討する。

「EUにおける国内議会の役割に関する議定書」は、条約本体と同じ効力を持つ。ここでは、欧州委が協議文書や提案を出した場合、欧州議会や理事会が決定する前に、国内議会で検討できる機会が与えられるという権限を付与している。つまり、国内議会が検討をすれば、理事会に行く加盟国の政府代表に縛りをかけられるという意味で、議会制民主的コントロールを確保するための権限になっている。

欧州問題委員会会議(COSAC)に関しては、各議会の欧州問題担当委員会が集まって、 その中で司法内務領域や基本的人権が関わる 部分で欧州理事会が開催される前に提案を行っている。

理事会については、現在は外相で構成される総務理事会のほか、分野ごとに司法内務理事会、経済財政理事会などがあるが、これらの構成を改善すべきかという問題意識がある。

外相で構成されている総務理事会には、複数の問題領域にまたがる法案の審議決定と対外関係の処理という2つの役割がある。しかし外相が総務理事会で決めようと思うことを、自国の内閣と相談するとき、省庁間の対立が当然生じる。例えば、外相が考えていることと、財務相が考えていることと、経済財政理事会で決めることと、経済財政理事会で決めることと、経済財政理事会が行うことになっており、事実上調整機能が失われている。これについては条約を改正しなくても解消できるため、理事会が組織の数を減らすなどしているが、根本的な解決にはなっていない。

共同手続きの簡素化、スピードアップということも問題点とされているが、アムステルダム条約の附属宣言で、共同決定手続きでの期限の尊重について言及している。共同決定手続きの各段階では期限が定められているのだが、欧州議会の第1読会の部分と理事会が共通の立場を示す部分には期限が設定されていないため、手続きの遅延を招く可能性がある。

#### 5.EU市民のための憲法に向けて

現在、EU条約が1つ、EC3共同体条約が3つということで、4つの文書が存在している。2002年の7月に欧州石炭鉄鋼共同体の条約が期限を失効するため、そのまま失効させると3つの文書ということになるが、構成が非常に複雑である。日本国憲法をみると人権規定と統治機構に分かれているが、同様の形式のテキストが採択できないかということが、最後の問題設定になっている。これにつ

いてはヨーロッパ大学院大学が、欧州委からの委託で基本条約とその他の条約をまとめ直したドラフトがある。そこではEUの目的、機構の構成などに関しては、EC、EUの区別なく基本条約にまとめた。そして附属議定書として共通外交・安全保障政策(CFSP)に関する特別議定書、警察・刑事司法協力(PJCC)に関する特別議定書、その他のEC関連条約を議定書として定めることを提案している。

この基本条約と、その他の議定書という分け方に応じて、基本条約の改正はIGCを開催し、各国の批准で改正する「重い」手続で行う。また基本条約以外の文書の改正については、これは内部組織であるとか、基本原則の適用なので、加盟国の主権には直接触れないため「軽い」手続きで行っても良いのではないか、という提案がある。

例えば、133条の共通通商政策。WTOには ECと加盟国の両方が加盟している。これは 物の移動と、人の移動を伴わないサービスの 提供、この 2 つの部分だけがECの権限で、その他のサービスの貿易は加盟国の権限となっているためである。133条 5 項は、サービスと知的財産権をECの権限にしたい場合には条約改正ではなく理事会の全会一致で良いとする簡易手続になっている。ヨーロッパ大学院大学は、これを基本条約以外にも適用すればよいのではないかと考えており、欧州委もこの方針に賛成している。

#### 6.まとめ:「ニース・レフトオー バー?」

拡大の前に取り組むべきと思われる点が 1 つある。それは、欧州中央銀行(ECB)における意思決定手段に関するものである。ニース条約では、第 5 条10の 6 を改正した。つまり、首脳理事会において全会一致で合意すれば、10条 2 項の部分については、各国の批准は必要であるがIGCを開催しなくても改正が

可能という、若干「軽い」手続きに改正した。 10条2項というのは、ECBの決定機関である政策理事会の意思決定手続きに関するものである。10条2項の2段は、政策理事会の各構成員による単純多数決で決めるが、可否同数の場合は、総裁が決めるとしている。これを今後はIGCを開かなくても改正できるようにしたということで、EU拡大を意識した改正になっている。

図表1のとおり、政策理事会の構成は、役員会の構成員が総裁、副総裁、4人の理事の合計6人。ユーロ参加国の国内中央銀行総裁が11人、2001年からギリシャが加わって12人。合わせて現在16人が政策理事会の構成員となっている。票決手続きは原則単純多数決で、8対8になった場合はECB総裁が決めるということになる。図表2に政策理事会と役員会、各国中央銀行の関係を図示している。

加盟国が拡大するとどういうことが起きる か。現在では18票なので、9票取れば賛否同 数で、総裁決定により金利政策が決定する。 つまり、役員会6人は必ず同一歩調を取ると 考えると、12人の中央銀行総裁のうち3人を 味方につければ金融政策は決定できる。とこ ろが、増えてくるとどうなるか。加盟国が12 カ国増えた場合には、政策理事会の構成員は 24カ国の中央銀行と役員会の6人の合計30人 となり、その中で15票が必要であるため役員 会以外に9票が必要となる。ここに、英国、 デンマーク、スウェーデンが入ると政策理事 会は33人になり、役員会6人以外に11加盟国 の中央銀行の賛成が必要になる。3カ国の賛 成でいいものが11カ国の賛成が必要になるた め、EU拡大後の意思決定手続きが欧州中央 銀行内部でも検討の対象となっているようで ある。

まとめとして4点。まず、「諮問会議」方式をとったということで、従来の政府間会議 とは違って、各国政府代表だけではなく国内

図表 1 ESCBの政策決定機関の構成、責任および表決手続

(筆者作成)

	政策理事会	役員会	全体理事会			
構成	役員会構成員(6人) ユーロ参加国の国内中央銀行 総裁(11人)	ECB総裁、副総裁 他の4人の理事	ECB総裁、副総裁 全加盟国の国内中央銀行総裁 (15人)			
責任	ESCBに託された任務の遂 行を確保するために「決定」を行るために「治針」をと。 適宜における金利で、 を行う、ESCBにおける金利で、 を行う、ESCBにおける金利で、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 で	政策理事会が定める「指針」 および「決定」に従って金融(通貨)政策を実施する こと。また、その際、国内 中央銀行に対し、必要な「訓令」を与えること。 政策理事会が委任すること。 の権限を行使すること。	適用 国際 では、			
表決手続	原則:単純多数決(1人1 票) 3分の2の多数決(1人1 票):ESCB 定款14.4、20 全会一致:ESCB 定款41 加重特定多数決(ECB払 込資本金における国内中 銀行の持分比による加重、 役員会構成員の加重票はゼロ、決定成立のために本 なくともECB払込資者のよくともECB払込資者の2かつ出資者の少なくとも半数が必要): ESCB 定款28、29、30、32、33	原則:単純多数決(1人1 票)。賛否同数の場合 は、総裁が決定票を投 じる。	明示規定なし(全体理事会手 続規則による)。 ただし、例外として加重特定 多数決(政策理事会における 手続の準用):ESCB 定款48			

出所:庄司克宏「EU経済通貨同盟の法的構造」『日本EU学会年報』第19号・1999年

図表 2 ユーロシステムの権限 (筆者作成) ---- ESCB -助言機能 対外的 **ECB** 代表 政策理事会 (義務的諮問) 「指針」 出席 出席 「決定」 投票 投票 **ECB** 役員会 「訓令」 **NCBs** 規制権限 規則、決定等の制 定、制裁金の賦課

出所:図表1に同じ。

議会を取り込んだということには大きな意義 がある。これは、基本権憲章を採択した諮問 会議をモデルにしたのだが、異なる点がある。 それは、基本権憲章の時には文字どおり人権 憲章を作るというシングル・イシューであっ て、その内容には一定の合意が元からあった のだが、今回のIGCに向けた諮問会議は、 EUのあり方の根本的見直しということで、 出発点としてコンセンサスはないと思われる

点である。諮問会議によってコンセンサスが 達成できるかどうかは、IGCに向けての縛り に大きな影響を与えることになる。

第2に、EUの全体的なトレンドとしては、 EUが行うべき事項を明確化して、そこに資 源を集中する方向にあると思われる。例えば ECの立法措置というものも、本質的なエレ メントと達成目標と一般原則だけ指令で定め て、あとは加盟国に任せる、また行政に関し ては、欧州委が何もかも抱え込むのではなく、 欧州環境庁など様々な補助機関を設置することで、EUレベルでの行政も分権化しようと している。欧州委は立法案の策定など戦略的 な役割に集中しようという傾向がある。

第3に、拡大との関連では、前回のニース 条約においては例えば理事会における特定多 数決の票数の再配分、欧州委の定員削減、欧 州議会の定員の改正といった枠組みを定め た。ところが、各機関の任務達成の手段や各 機関そのものの意義といった実質的な問題に ついては、まだ必ずしも解決されているわけではない。例えば、前述した総務理事会のあり方の問題、あるいは共同決定手続きの事項とその運用の問題といった中身の問題を今後詰める必要があると思われる。

最後に、権限配分の問題については、EU と加盟国の権限を列挙して明確化するということは無理であろう。加盟国が絶対に譲らない権限があるという程度しか書けないのではないかと思われる。

(まとめ: 志牟田 剛)

### 拡大EUと中・東欧(CEEC)のEUへの経済統合化の進展

海外調査部欧州課

(以下は駿河台大学経済学部の田中友義教授に、ジェトロ海外調査部欧州課主催の研究会(2002年3月開催)で解説をお願いし、取りまとめたものである。)

#### 1.はじめに

新たに中・東欧諸国 ( CEEC ) の加盟を受け入れるEUと加盟を希望するCEEC双方にとってEU拡大実現のために解決すべき課題は多い。

加盟申請諸国との交渉は、98年3月から第1グループのポーランド、ハンガリーなど5カ国、2000年2月から第2グループのスロバキア、ルーマニアなど5カ国それぞれで始まり、2002年末までに終了することで合意している(現在の予想ではルーマニア、ブルガリアを除く8カ国が交渉を終了の予定)。早ければ2004年から2005年にはチェコ、ハンガリ

ーなど一部の諸国はトップランナーとして加 盟を実現する可能性が高い。

加盟交渉の進捗とは別に、1980年代末の社会主義体制転換後、経済、貿易の実態面ではEUとCEEC間の統合化は大きく進展しているのではないかと考えられる。本レポートではこのような経済統合化の進展の実態をいくつかの統計データを基に検証する。

#### 2.移行経済国の市場経済化の現状

(1)中欧3カ国で高い「GDPに占める民間の割合」

EU拡大では、受け入れる側(現加盟国)と加盟する側(10カ国)のそれぞれが課題を抱える。EU側の課題としては、EUの機構改革や共通農業政策(CAP)、構造基金改革の問題がある。一方、加盟交渉国側の課題としては、市場経済化がどの程度進んでいるか、

(注1)EBRDは中・東欧、バルト諸国、バルカン諸国の15カ国をCEECと定義している。これには、現在、EU 加盟交渉をしている以下の10カ国が含まれる:ブルガリア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア。

表 1 CEEC諸国の市場経済化の進捗状況

		GDP <b>に占める</b>	企業		市場・通商			金融		
国 名	万人、200 0年央)	民間部門の割 合(%、2000年 央EBRD推計)	の	小企業 の 民営化	企業統 合・リス トラ	価格 自由化	貿易・ 為替制 度	競争 政策	銀行改革 ・金利自 由化	証券市場 ・ノンバ ンク機関
アルバニア	3.3	75	2	4	2	3	4+	2-	2+	2-
アルメニア	3.8	60	3	3+	2	3	4	1	2+	2
アゼルバイジャン	8.1	45	2-	3+	2	3	3+	2	2	2-
ベラルーシ	10.2	20	1	2	1	2-	2-	2	1	2
ボスニア・ ヘルツェゴビナ	4.1	35	2	2+	2-	3	3	1	2+	1
ブルガリア	8.1	70( 45 )	4-(2)	4-(3)	2+(2)	3(3)	4+(4)	2+(2)	3(2)	2(2)
クロアチア	4.5	60	3	4+	3 -	3	4+	2+	3+	2+
チェコ	10.3	80( 70 )	4(4)	4+( 4+ )	3+(3)	3(3)	4+( 4+ )	3(3)	4-(3)	3(3)
エストニア	1.4	75( 65 )	4(4)	4+(4)	3+(3)	3(3)	4+(4)	3-(3)	4-(3)	3(2)
マケドニア	2.0	55	3	4	2+	3	4	2	3	2-
グルジア	5.4	60	3+	4	2	3+	4+	2	2+	2-
ハンガリー	10.0	80(60)	4(4)	4+( 4+	3+(3)	3+(3)	4+( 4+ )	3(3)	4(3)	4-(3)
カザフスタン	14.8	60	3	4	2	3	3+	2	2+	2+
キルギスタン	4.7	60	3	4	2	3	4	2	2+	2
ラトビア	2.4	65(60)	3(2)	4+(4)	3-(2)	3(3)	4+(4)	2+(2)	3+(3)	2+(2)
リトアニア	3.7	70( 55 )	3+(3)	4+(4)	3-(2)	3(3)	4+(4)	3(2)	3(3)	3(2)
モルドバ	4.3	50	3	3+	2	3+	4	2	2+	2
ポーランド	38.7	75(60)	3+(3)	4+( 4+	3+(3)	3+(3)	4+( 4+ )	3(3)	3+(3)	4-(3)
ルーマニア	22.3	65( 40 )	3+(2)	4-(3)	2(2)	3+(3)	4(4+)	2+(1)	3-(3)	2(2)
ロシア	145.4	70	3+	4	2	3	2+	2+	2-	2-
スロバキア	5.4	80(60)	4(3)	4+( 4+	) 3(3)	3(3)	4+( 4+ )	3(3)	3+(3)	2+(3)
スロベニア	2.0	65( 45 )	3(3)	4+( 4+	3-(3)	3+(3)	4+( 4+ )	3 ( 2 )	3+(3)	3-(1)
タジギスタン	6.3	40	2+	3+	2-	3	3+	2-	1	1
トルクメニスタン	5.1	25	2-	2	1	2	1	1	1	1
ウクライナ	49.5	60	3-	3+	2	3	3	2+	2	2
ウズベキスタン	24.9	45	3-	3	2-	2	1	2	2-	2

(注)カッコ内は95年の評価 出所:EBRD(欧州復興開発銀行) 自国企業が西側企業との競争に耐えられるかが課題となる。では、CEECの市場経済化は現在、どの程度まで進んでいるのだろうか。

表1は、EBRD(欧州復興開発銀行)がCEECの市場経済化の状況を項目別に評価したものである。表中 ~ の国が現在の加盟交渉国である。「GDPに占める民間部門の割合」では、移行経済国で民間がどの程度の役割を果たしているのかがわかる。同項目をみると、ハンガリー、チェコ、ポーランドの中欧3カ国のパフォーマンスが良い(それぞれ80%、80%、75%)。カッコ内は95年の割合であるが、95年と比べると、ブルガリアがもっとも上昇している(95年:45% 2000年:70%)。他方、ラトビアは5ポイントしか上昇していない(95年:60% 2000年:65%)。

#### (2)「小企業の民営化」で進展

EBRDはCEEC各国の市場経済化の進展度を部門別に1~4+の5段階で評価している(表1参照)。数字が大きいほど、項目分野が先進国に近づいていることを示している。評価分野には、「国営企業の民営化」、「企業統治・リストラ」、「価格の自由化」、「貿易・外国為替制度」、「競争政策」、「銀行改革・金利自由化」、「証券市場・ノンバンク機関」がある。

国別にみると、ハンガリー、チェコ、ポーランドの中欧3カ国は4もしくは4+が多い。評価分野別にみると、「小企業の民営化」が進んでいる。また、「大企業の民営化」の評価も上昇傾向にある。これは、外資による民営化が進んでいる証左といえよう。「市場・貿易」では「貿易・外国為替制度」が比較的評価されている。その他の項目では市場経済化が遅れている。

#### 3 . EUとCEECの貿易関係

#### (1)非対称的に貿易を自由化 次に、EUとCEECの貿易関係をみる。両

地域が締結した貿易協定をみると、EUは CEECとの通商協定、通商・協力協定、欧州 協定(Europe Agreement, EA)などの調印 によって、貿易自由化を図ってきた。

自由化の進め方をみると、まずEU側が関税を引き下げ、その後CEEC側が関税を下げる非対称的な自由化スケジュールが特長である。最恵国待遇(MFN)、一般特恵関税(GSP)、欧州協定(EA)と関税が引き下げられてきた。なお、繊維製品や石炭・鉄鋼製品の一部には、EUの関税割当制が残っている。

一方、CEEC側もEU製品に対して95年から関税を漸次撤廃してきている。例えばチェコの場合、96年に全製品では平均5.9%、製造品では平均6.2%であった関税率が、2001年にはEUからの工業製品に対する関税が撤廃されている。

#### (2)貿易関係、順調に拡大

EUとCEECの貿易は順調に拡大している。 欧州委員会によると、EUからCEECへの輸 出シェアは90年の6.2%から2000年の13.3%に 増加している。同様にEUのCEECからの輸 入シェアも90年の5.4%から2000年の10.0%に 増加している。

EUのCEEC貿易では、ドイツのシェアが高い。EUROSTATによると、ドイツはEUのCEEC向け輸出の40.9%、輸入の44.5%を占めている(2000年)。第2位はイタリアで輸出の14.0%、輸入の12.4%を占める。この結果、ドイツとイタリアでEUのCEEC貿易の約半分を占める。CEEC側からみると、輸出入ともにポーランド、チェコ、ハンガリーの中欧3カ国に集中している。

#### (3) CEEC国、EUへの貿易依存で差

国際通貨基金(IMF)統計によると、 CEECの輸出のうちEU向けは64%のシェアを 占めた(98年)。また、輸入でもEUからの輸 入は64%のシェアを占める。CEECを国別に

みると、EUへの貿易依存が高い国とそうでない国に分かれる。EUへの貿易依存が高い国の代表はポーランドで、輸出の68%、輸入の72%をEUに依存している。このほか、エストニア、ラトビア、スロバキアなどがEUへの貿易依存が高い国として挙げられる。

一方、移行国地域内での貿易に依存する国としてはブルガリアが挙げられる。同国はEUへの輸出入依存がそれぞれ、38%、47%と低い一方、「すべての移行国(all transition countries)」への輸出入はそれぞれ、54%、39%と高い。ルーマニアもその傾向がある(EU輸出入:56%、51%、すべての移行国:38%、42%)。

今後はこの貿易構造がどのように変化するかに注目すべきである。現在EUへの貿易依存度が低いブルガリアやルーマニアなどが、EU加盟が視野に入るに従って、EUへの貿易依存度が高くなる可能性がある。

#### (4)産業内貿易が活発化

EUROSTATによると、EUとCEECの貿易を品目別に見た場合、EUの輸出では自動車・電気機器・通信機器・OA機器など機械・輸送機器が全体の45.0%を占める(2000年)。ついで、繊維・鉄鋼・金属加工などのその他製品32.0%、化学品11.5%などとなっている。輸入については、機械・輸送機器が41.5%、繊維・鉄鋼・金属加工などその他製品41.0%などとなっており、近年産業内貿易が活発化していることがうかがわれる。

#### 4 . EUとCEECの投資関係

#### (1)中欧3カ国に投資が集中

CEECの市場経済化の進展と相俟って当該 地域の投資環境が次第に整備された結果、外 国からの直接投資が急増し、CEECの経済発 展の原動力となっている。特に欧州協定発効 後の90年代半ば以降に投資が急増している。

EBRDによると、CEECへの外国直接投資

受入額(ネット)は89年の約1.8億ドルから2000年は約215億ドル(推定)へと著しく増加し、89~2000年の累計では約954億ドルに達した。受入国別にみると、ハンガリー、チェコ、ポーランドの中欧3カ国に集中している。89~2000年の累計では、上記3カ国で全体の73.8%を占める。

上記3カ国への直接投資額の推移をみると、95年までは、外資導入による大規模国営企業の民営化を進めたハンガリーへの投資が圧倒的に多く、ハンガリーへの投資額がチェコとポーランドへの投資額を合計した規模にほぼ匹敵する状況が続いた。その後、ハンガリーの民営化大型案件が一巡したことから、ポーランド向けの投資が増加した。これは、国有企業の民営化が順調に進んだほかに、自動車、通信などの部門への外資進出が活発に行われたこと、金融などの非製造業部門においても外資が積極的に進出したことによる。

チェコは97年に通貨危機に見舞われ、マクロ経済が停滞、政治的にも陰りが見られたものの、99年には62億ドルと過去最高額の投資が流入した。2002年以降、電力、ガス、通信などの大規模国営企業の民営化が予定されており、今後、外資の流入額は増加すると予想される。

#### (2) 存在大きいドイツのCEEC向け投資

CEEC向けの直接投資は、EUからが圧倒的に多い。また、EUのCEEC向け直接投資のうち、ドイツの割合が大きい。EUROSTATによると、ドイツは92~96年のEUのCEEC向け直接投資額の4割以上を占める(46.4%)。一方、同時期のドイツのEU向けのシェアは30.94%である。フランスをみると、欧州全域に対する直接投資に占めるCEEC向けは12.5%とシェアが低いのに対して、EU向けは20.39%である。

UNCTAD発表のチェコ向けの直接投資残高をみると、ドイツが約3割を占める(29.6%、

98年末)。一方、日本は0.5%にすぎない。ハンガリー向けの直接投資ではドイツが同様に28.0%を占め、日本は1.9%を占める(98年末)。日本はチェコへの投資に比べて、ハンガリーでの直接投資の割合が高いことがわかる。

UNCTAD発表の業種別直接投資残高(ハンガリー、チェコが98年末、ポーランドは99年末)をみると、チェコとポーランドは製造業が中心である(それぞれ45.8%、49.2%)、一方、ハンガリーは金融などの非製造業の割合も多い(61.4%)。

#### 5.PHAREプログラム

#### (1)支援開始は1990年

PHARE(Poland and Hungary: Assistance for Restructuring of Economy)プログラムは89年7月のアルシュ・サミットでのポーランド・ハンガリー支援の決定を受け、調整役として、EC委員会(当時)が開催した89年8月のG24によるポーランド・ハンガリー支援国会議で決定されたものである。EC委員会はG24支援国会議の調整局を担当するとともに、G24とIMF、世界銀行、EBRDなど国際機関の援助額の50%以上をEC(EU)と加盟国が負担し、同時に、欧州委員会は対外総局(DG、現在の拡大総局)にPHARE委員会を設置し、90年からPHAREプログラムの枠内で、EC(EU)固有財源による援助としてのEUのPHAREプログラムを開始した。

他方、EUは多国間援助システムである EBRDを通じてもCEEC、CISなどの諸国に 投融資(貸付・株式投資・保証)・技術援助 を行っている。EBRDはフランスのイニシア ティヴで91年に設立された。現在58カ国と2 国際機関(欧州投資銀行(EIB)、EU)が出資し ている。EU、EU加盟国、EIBの出資比率は 51%で、援助対象国(countries of operation) は27カ国である。

EBRDの目的はCEECとCIS諸国の経済発展と再建のために「開放的な市場指向経済へ

の移行を促進し、民間と企業家のイニシアティヴを育成する」ことである。業務対象は、 CEEC、CISの民間部門の育成と市場経済の 促進に寄与する投融資・技術協力である。

#### (2) EU加盟準備の資金援助プログラムに変更

EUのPHAREプログラムの資金援助は、欧州協定(EA)に代表される二国間協定によって援助対象国の政治的コンディショナリティーに応じて判断される。PHAREプログラムはCEECのEU加盟を支援するという性格を強めている。当初はすべて贈与であること、経済再建のための財政・技術支援に援助対象が限定されていたが、97年12月のルクセンブルク欧州理事会でPHARE支援を加盟国の行政・司法能力の強化(30%)とアキ・コミュノテールへの適応(70%)に集中することが決定された。

援助対象国は89年のポーランド、ハンガリーの2カ国から13カ国に拡大した。PHAREプログラムに対する財政援助予算は90年以降、年々拡大傾向にあり、90~2000年の118億8,070万ユーロ(コミットメント・ベース)に上る。

国別援助資金の配分をみると、ポーランド向けがもっとも多く25億ユーロ(全体の21%)ルーマニア14億3,900万ユーロ(12.1%)ハンガリー10億7,500万ユーロ(9.1%)と続いている。また、セクター別援助資金の配分をみると、インフラ整備向けがもっとも多く28億5,500万ユーロ(全体の24%)、民間部門・民営化・リストラ・中小企業向け13億5,600万ユーロ(11.7%)、行政・公的機関向け12億6,500万ユーロ(10.7%)、教育・訓練・R&D向け12億6,200万ユーロ(10.6%)などとなっている。

99年3月のベルリン欧州理事会の決定によって、2000年から2006年の期間、加盟支援年間予算として、PHAREプログラム15億6,000万ユーロに加えて、新たに環境・輸送投資支援

(ISPA: Pre-Accession Structural Instrument) 10億4,000万ユーロと農業・農村開発支援 (SAPARD: Special Action Programme for Agriculture and Rural Development) 5億 2,000万ユーロが計上されている。

(まとめ: 髙塚 一)